

◆ふるさと新座館ホール使用料◆（令和元年10月1日～）

施設等		使用料（単位 円）			
		午前 （午前9時～正 午）	午後 （午後1時～午 後4時30分）	夜間 （午後5時30 分～午後9時3 0分）	全日 （午前9時～午後 9時30分）
ホール	平日	6,280	11,520	14,660	30,380
	祝日等	8,380	14,660	19,900	39,800
楽屋1		520	520	520	1,360
楽屋2		520	520	520	1,360
リハーサル室		620	940	1,250	2,510

備考

- 1 祝日等とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日及び日曜日をいい、平日とは、祝日等以外の日をいう。
- 2 市外居住者が利用する場合は、この表の使用料に0.5を乗じて得た額を加算する。
- 3 営利又は宣伝に類する行為を目的として利用する場合は、この表の使用料に1を乗じて得た額を加算する。
- 4 ホールを練習又は準備のみに利用する場合は、この表により算出して得た使用料に0.3を乗じて得た額を減額する。
- 5 許可を受けた利用時間を超過した場合は、この表により算出して得た使用料に0.3を乗じて得た額を加算する。
- 6 この表により算出して得た使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。